

相模原市ダンススポーツ連盟規約

第1章 名称及び所在地

(名 称)

第1条 本連盟は、相模原市ダンススポーツ連盟と称する。

(所在地)

第2条 本連盟は、所在地を会長宅に置く。

第2章 組織及び加盟

(組 織)

第3条 本連盟は、神奈川県ダンススポーツ連盟（以下「県連盟」という。）と公益財団法人相模原市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）の両組織に加盟する団体であり、その構成は、市内に在籍するアマチュアサークルで組織する。

(加盟方法及び加盟サークル)

第4条 本連盟に加盟しようとするサークルは、規約細則により会長に申し出て、理事会の承認を得なければならない。

2 加盟サークルは、理事会で承認されたアマチュアサークルで、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下「JDSF」という。）の認定を受ける。

第3章 目的及び事業

(目 的)

第5条 本連盟は、JDSFの定款及び県連盟の規約に基づいて、次の事項を行うことを目的とする。

- (1) 生涯スポーツとしてダンススポーツの普及と発展を図る。
- (2) ダンススポーツを通じ、会員の心身の健全な発展並びに社会福祉に貢献・寄与する。

(事 業)

第6条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 競技大会、ダンススポーツフェスティバル及び講習会等の開催
- (2) 上部団体開催事業への参加促進
- (3) 連盟所属のJDSF会員及び選手等の登録管理
- (4) 上部団体、友好団体への役員及び選手の派遣
- (5) 市並びにスポーツ協会その他関係機関への協力
- (6) 市その他関係機関へ施設設備の充実を具申
- (7) その他本連盟の目的達成に必要な事業

2 本連盟の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

3 本事業に関わる費用は、別に定める。

第4章 サークルと会員

(サークル)

第7条 サークルの加盟、脱退、資格喪失等については、本連盟規約細則に定める。

(会 員)

第8条 本連盟の会員は、加盟サークルの構成員で、本連盟の目的に賛同する個人とする。

2 会員は、原則として、本連盟を通じてJDSFへ会員登録を行い、所定の年度会費を納めなければならない。

(会 費)

第9条 会員は、本連盟が別に定める会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

(1) 退会

(2) 死亡

(3) 除名

2 前項第3号の除名は、次の場合とし、理事会において決定した後、県連盟の決議を経てJDSFへ申請し、承認された場合に実施する。

(1) JDSF及び県連盟又は本連盟の名誉を著しく損なう行為があったとき。

(2) JDSF定款、県連盟規約及び本連盟の規約その他違反行為があったとき。

(3) その他社会的に不都合な行為があったとき。

第5章 組 織

(構 成)

第11条 本連盟に次の部局を置く。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 三役会

(4) 部長会

(5) 各部部会

(6) 事務局

(役 員)

第12条 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
理事長	1 名
事務局長	1 名 (理事長をもって充てる。)
副事務局長	若干名
部 長	各部1名
副部長	各部若干名

会 計	2 名
監 事	2 名
理 事	連盟加入各サークルから 1 名
各部部員	若干名（県連盟派遣役員含む。）

（役員の選任）

第 13 条 役員の選任は、次の各号による。

- （1）会長、副会長、理事長は、理事会において互選し、総会に諮り決定する。
- （2）理事は、各サークルから選出された候補者を理事会において承認する。
- （3）連盟役員、会計、監事は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

（役員の任期）

第 14 条 役員の任期を次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- （1）本連盟役員の任期は、総会から総会までの 2 年間とする。ただし、理事の任期は 1 年間とする。
- （2）新たに任命された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第 15 条 役員は、次の職務を行う。

- （1）会長は、代表者として本連盟の事業を統括する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- （3）理事長は、事務局の職務を統括する。
- （4）副事務局長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるときはその職務を代行する。
- （5）会計は、金銭出納を担当し、金銭出納帳及び決算報告書を作成する。
- （6）監事は、業務及び会計を監査する。理事会等に出席することができる。

第 6 章 名誉会長及び顧問等

（名誉会長・顧問・相談役）

第 16 条 本連盟に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、役員の推薦により理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ助言する。

第 7 章 会 議

（総 会）

第 17 条 本連盟は、最高決議機関として総会を置く。

- 2 総会は、連盟役員及び代議員（各サークル 1 名）をもって構成し、次の事項を審議する
 - （1）規約の改定
 - （2）役員の選任
 - （3）事業計画及び収支予算
 - （4）事業報告及び収支決算
 - （5）その他必要と認められた事項
- 3 総会は、会長が招集し、定期総会と臨時総会とする。

- 4 定期総会は年1回、臨時総会は会長又は理事会が必要と認めた場合、又は過半数の会員から要求があった場合に招集する。
- 5 総会の議長及び書記は、理事又は代議員より選出する。
- 6 総会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立するものとする。
- 7 総会の決議は、出席者の過半数をもって決する。
- 8 規約の改定は、総会で出席者の3分の2以上の同意をもって決する。

（理事会）

第18条 本連盟は、総会に次ぐ意志決定機関として理事会を置く。

- 2 理事会は、理事及び役員をもって構成し、会長が招集し、議長は会長が指名する。
- 3 執行機関として専門部会を置き、日常業務の執行を各専門部会に委託する。

（三役会）

第19条 三役会は、会長が招集し、本連盟の運営上必要な事項を検討して理事会に提案する。

- 2 三役会の構成は、会長、副会長及び理事長とする。

（部長会）

第20条 部長会は、会長が招集し、本連盟の運営上必要な事項を検討して理事会に提案する。

- 2 部長会の構成は、会長、副会長、理事長、各部部長（相談役は出席することができる。）とする。

第8章 会 計

（経 費）

第21条 本連盟の経費は、次の収入をもって充てる。

- （1）年会費
- （2）競技大会収益
- （3）助成金及び寄付金
- （4）その他の事業収入

（会計年度）

第22条 本連盟の会計年度は、3月1日に始まり、翌年2月末日に終了する。

第9章 補 則

（補 則）

第23条 本規約の施行に際して必要な細則は、別に定める。

- 2 本規約に定めのない事項の問題解決に際しては、理事会に諮り決定するものとする。

付 則

本規約は、平成14年（2002年）7月1日より施行する。

本規約は、平成22年（2010年）4月11日より改訂施行する。

本規約は、平成31年（2019年）4月21日より改訂施行する。

本規約は、令和 2年（2020年）4月19日より改訂施行する。